

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和元年7月1日
【ファンド名】	イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド（3ヵ月決算型） イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【臨時報告書の提出理由】

「イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド（3ヵ月決算型）」および「イーストスプリング・アジア・インフラ株式ファンド（年2回決算型）」について、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

イ 信託の終了の年月日

2019年8月8日（予定）

信託終了（繰上償還）の書面決議において、ファンドごとに議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ 信託の終了に係る決定に至った理由

各ファンドの純資産総額が信託約款に定める繰上償還の基準となる金額（10億円）を大きく下回っており、今後、各ファンドにおける純資産総額の大幅な増加は見込み難いため、信託約款の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）する手続きをとることといたしました。

ハ 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2019年7月3日現在の各ファンドの知れている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に係る情報を記載した書面を交付します。